

議案第46号

リサイクルプラザ・おく条例を廃止することについて

リサイクルプラザ・おく条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和8年6月4日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

施設を利用する団体（瀬戸内市消費生活問題研究協議会邑久グループ）の解散に伴い、条例を廃止するため。

瀬戸内市条例第 号

リサイクルプラザ・おく条例を廃止する条例

リサイクルプラザ・おく条例(平成16年瀬戸内市条例第128号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年6月30日から施行する。

瀬戸内市規則第 号

リサイクルプラザ・おく条例施行規則を廃止する規則

リサイクルプラザ・おく条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第109号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和8年6月30日から施行する。